

「ひょうご木の匠」登録工務店の募集について

1 趣 旨

兵庫県産木材を使用した木造住宅の建築の担い手である工務店を「ひょうご木の匠」として登録することにより、県産木材を取り扱う事業者として広く県民に紹介することで、県産木造住宅の建設促進を図り、森林整備につながる県産木材の利用拡大を図ることを目的としています。

2 応募資格

つぎの登録基準をすべて満たす工務店

【登録基準】

- (1) 兵庫県内に事務所又は営業所を置いており、建設業法その他の法令を遵守していること。
- (2) 構造計算を行うなど性能が明確な木造住宅を供給できる体制を有していること。
- (3) 梁や桁などこれまで県産木材の利用が低位な部材に県産木材を利用する技術を有していること。
- (4) 県産木材を使用した木造住宅等の建築戸数や県産木材の使用量を増加させる計画を有すること。
- (5) 産地見学会や住宅セミナー等を開催するなど消費者に対して県産木材に関する情報を積極的に提供していること、又は提供する計画を有すること。

3 応募方法

- (1) ひょうご木の匠登録申請書（様式第1号） 1部
- (2) 建設業法第3条第1項の規定による許可に係る通知書の写し、若しくは同項の規定による許可を受けたことを証する書類の写し 1部
- (3) 誓約書（様式2号） 1部

4 審査および登録方法

提出された申請書等の書類審査を行い、登録基準を満たした工務店を県の登録簿に搭載します。

また、登録した工務店には登録証を交付するほか、県ホームページ等で紹介します。

5 応募および問合せ先

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5丁目10-1

兵庫県農政環境部農林水産局林務課木材利用班

「ひょうご木の匠の登録申請」宛て

TEL 078-341-7711（内線4120）

直通 078-362-9224

応募にあたっては、3 応募方法 (1)から(3)の申請関係書類を FAX 頂いた上で、正式文書を追って送付頂くと手続きがスムーズです。